

宮島水族館指定管理者公募に係る質問回答一覧

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
1	募集要項	1ページ	基本的事項 対象施設の概要	令和8年12月～令和9年3月に行われる設備更新及び施設修繕工事において、現在の物販エリアで改修される箇所はありますか、また照明のLED化等に行われますか。	売店エリアの照明10箇所についてLED照明への更新を予定しています。
2	募集要項	1ページ	基本的事項 対象施設の概要	令和8年12月～令和9年3月に行われる設備更新及び施設修繕工事期間中に、当該工事と別で現在の物販・飲食エリアで事業者による改修工事・備品設置を行いたい場合、いつから施行可能ですか。また、改修工事に関する制限はありますか。	現時点で詳細の施工可能時期を、お示しすることはできません。 改修工事に関する制限については、原則、建物の維持管理及び安全上の理由から、建物の基幹インフラ（主要な電気配線、配電盤、通信の幹線等）の移設・増設及び構造体を損なう配線工事は想定していません。なお、改修内容によっては、指定管理者の費用負担による実施が可能な場合もあるため、事前に市へ施工計画書等を提出し、協議を行ってください。
3	募集要項	1ページ	基本的事項 対象施設の概要	現在の物販・飲食エリアについて、天井設備一式・コンセントやネット関連、分電盤に記載された図面は供給可能でしょうか。	物販・飲食エリアともにレジカウンター付近に情報用モジュラージャックを備えています。 コンセント配置については、別紙「【コンセント配置図】厨房詳細図」、「【コンセント配置図】売店（コンセント設置1階平面図）」を参考にしてください。
4	募集要項	1ページ	基本的事項 対象施設の概要	最大15年の指定期間中に、休館を伴うリニューアル工事の予定はありますか。	現時点で、休館を伴うリニューアル工事の予定はありません。 なお、指定期間中においても、施設状況等に応じ、必要な修繕等を実施する場合があります。また、令和8年12月から令和9年3月において設備更新・施設修繕工事を予定しています。
5	募集要項	1ページ	基本的事項 対象施設の概要	指定管理者側による改修工事を行う場合、施工指針書等館内工事における遵守事項等がありますか。	現時点で、施工指針書等は特にありませんが、改修工事を実施する場合は、事前に市へ施工計画書等を提出し、承認を受ける必要があります。
6	募集要項	1ページ	指定期間	長期指定期間の場合、年次での協定見直しや評価等を行うことについても考えはありますか。また、社会情勢の変化に応じて、双方協議で条件を調整する条項を設けるのでしょうか。	年次評価については、募集要項及び要求水準書に記載のとおり、モニタリングを通じて実施します。 年次協定については、毎年度締結することになりますが、指定管理期間全体の基本条件を変更するものではありません。ただし、著しい社会情勢の変動その他当初予定し得なかった事情が生じた場合は、必要に応じて協議を行う場合があります。
7	募集要項	2ページ	標準目標値	標準目標値とありますが、過去5年間の実数と通常運営経費の負担（令和9年度分）を開示してください。	目標入館者数については、安定的な施設運営に向けた経営目標として50万人を掲げ、宮島水族館運営計画書の予測入館者数を基本としつつ、直近の入館者数の推移等を勘案し設定しています。結果として、令和5年度から令和7年度まで同一の目標値となっています。なお、KPIとして位置づけているものではありません。 過去5年間の実績は次のとおりです。 令和3年度実績：273,045人 令和4年度実績：470,509人 令和5年度実績：510,139人 令和6年度実績：497,429人 令和7年度実績：500,222人 令和9年度分の通常運営経費について、市が現時点で特定額を設定するものではありません。過去の経費等については、市ホームページに公開している決算資料等をご確認ください。
8	募集要項	3ページ	水族館の運営日数及び開館時間	開館時間の変更を行うことは可能でしょうか。	開館時間の変更については、企画提案書において理由及び根拠とともにご提案いただくことは可能です。 ただし、開館時間は設置管理条例に定めているため、指定管理者の判断のみで自由に変更することはできません。 提案内容を踏まえ、市との協議及び必要な条例改正等の手続きを経た上で変更となる場合があります。
9	募集要項	3ページ	休館日	休館日を設定について、通常週一、年末年始、閑散期等、指定管理者が必要と認めた場合は、市から了承が得られますか。	休館日の設定については、企画提案書において具体的な理由、必要性及び利用者サービスへの影響等を整理の上、提案いただくことは可能です。 提案内容を踏まえ、市との協議及び必要な手続きを経た上で決定します。 なお、メンテナンス等による休館については、事業計画に位置づけ、市の確認を受ける必要があります。
10	募集要項	4ページ	施設・設備修繕費	「1件100万円未満の修繕は指定管理者の負担」とありますが、同一の自然災害や同一の老朽化原因で複数の設備（例：複数のポンプ等）が同時に故障した場合、それらは合算して「1件」として扱われますか。	同一の自然災害又は同一の老朽化原因に起因し、複数設備が一体的に故障した場合は、原則として一体の修繕として取り扱います。 合算修繕額が100万円以上となる場合は、市の負担となります。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
11	募集要項	5ページ	備品修繕費及び購入費	動物の個体更新費用は市が負担するとありますが、この費用には「生体購入費」だけでなく、搬入に伴う「輸送費」「保険料」「コーディネート料等」も含まれますか。	動物の個体更新費用については、備品台帳に記載のある動物に加え、参考資料5「海獣類・鳥類全飼育個体一覧」に記載の海獣類及び鳥類を対象として市が負担します。なお、参考資料5「海獣類・鳥類全飼育個体一覧」は、備品台帳記載の個体に加え、館内で繁殖した個体等を含む、現在飼育している海獣類及び鳥類の一覧です。また、個体更新に係る輸送費、保険料、コーディネート経費等を含む経費は市の負担とし、指定管理者の負担は人件費のみとなります。
12	募集要項	5ページ	貸与車両の取扱い	貸与可能な4台の年式、走行距離、過去3年間の年間走行距離を教えてください。	各車両の年式、過去3年間の年間走行距離は、以下のとおりです。 ①スズキ キャリー 年式：平成30年式 R7年度：2,173km、R6年度：1,698km、R5年度：2,022km ②ダイハツ ハイゼットグランカーゴ 年式：平成16年式 R7年度：798km、R6年度：665km、R5年度：700km ③いすゞエルフ 年式：平成23年式 R7年度：7,236km、R6年度：1,034km、R5年度：4,723km ④日産キャラバン 年式：令和7年式 走行距離1,613km (R7.11.21～R8.5.1) 参考：前車両の年間走行距離 R6年度：2,870km、R5年度：6,159km、R4年度：4,725km
13	募集要項	5ページ	備品の貸与	現在の物販・飲食エリアにおいて、物品台帳（備品一覧）に記載がない市の所有備品がわかる台帳はありますか。そのうち残置されるものは何ですか。また、継続して使用したい場合は、貸与又は有償/無償譲渡等の条件、及び残置物を撤去した場合の条件はどうなりますか。	備品台帳に記載のない物品については、市又は現受託者所有の消耗品等を含め、引き続き利用可能です。不要な物品については、指定管理者の判断により撤去又は整理することができます。
14	募集要項	5ページ	指定管理料等	利用料金収入に係る納付金（固定分・売上歩合分）及び自主事業（物販・飲食）に係る施設使用料について想定されている納付金額確定（承認）の時期、納付時期及び納付方法（一括・分割）などをご教示ください。	年度業務報告書の提出期限後、市が発行する納付書により、5月31日までに一括納付していただきます。
15	募集要項	5ページ	備品修繕費及び購入費	貴市の費用負担で更新される動物について、魚類等も含めて全ての動物が対象となる理解で相違ないでしょうか。もし対象範囲が限定される場合には、対象となる具体的な範囲についてご教示ください。	動物の個体更新費用について、市が負担する対象は、備品台帳に記載のある動物及び参考資料5「海獣・鳥類全飼育個体一覧表」に記載の海獣類・鳥類のみです。魚類その他の水生生物については、指定管理者の負担により実施してください。
16	募集要項	5ページ	貸与車両の取扱い	現在、車両に関してどのような時に使用していますか。また令和7年度年間経費状況もあわせてご開示ください。	車両の使用については、5月18日付け質問回答No.7のとおりです。
17	募集要項	5ページ	納付金の設定	利用料金（入館料）収入に係る納付金、及び入館料収入に対する売上歩合（7%以上）固定分、売上歩合分どちらも税込み金額という認識で良いか。	ご認識のとおりです。
18	募集要項	5ページ	納付金の設定	自主事業（物販・飲食等）の施設使用料（13%）を算定する際、基準となる売上額は税込み金額という認識でよいか。	ご認識のとおりです。
19	募集要項	6ページ	申請資格等基本的事項	代表団体でない構成団体が、複数のコンソーシアムに構成団体として参加し、申請することは可能でしょうか。もし禁止される場合、参加していないコンソーシアムの代表団体から業務委託を受けることは可能でしょうか。	5月18日付け質問回答No.10のとおりです。なお、構成団体として参加する団体が別のコンソーシアムの構成団体として重複参加することは妨げませんが、代表団体となることはできません。
20	要求水準書	7ページ	KPIの設定及び管理	現在設定されているKPIとその達成状況をご開示ください（直近3年分）。	5月26日付け質問回答のNo.7のとおりです。
21	募集要項	9ページ	提出書類	キ添付書類(エ)申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書、収支予算書とは、具体的に何の項目が入ったものを指しますか。	本項目でいう「事業計画書」とは、貴法人等の現事業年度における事業計画等を指します。新たに様式を定めるものではなく、法人等において作成している既存資料で差し支えありません。例として、法人の全体目標・基本方針、事業計画、予算書、人員配置計画等が該当します。
22	募集要項	9ページ	提出書類	キ添付書類は、コンソーシアムの代表団体でない構成団体も提出する必要がありますか。	コンソーシアムを構成する全ての団体の資格要件を確認する必要があるため、構成団体についても添付書類の提出が必要です。
23	募集要項	3ページ	休館日	従来、運営日であっても台風やフェリーの欠航等交通機関等の運航停止などの発生に対して、指定管理者での休館を行う場合、市へ報告を行った際の許可について、前日17時まで、運営時は当日17時まで回答は得られるのでしょうか。指定管理者として、判断、対応しても良いのでしょうか。	臨時休館の決定権限は市にあります。利用者及び従業員の安全確保を最優先とし、フェリーの欠航、気象警報の発令その他やむを得ない事情がある場合には、指定管理者が対応することを想定しています。具体的な判断基準、連絡体制及び緊急時対応については、基本協定又は年度別協定等で整理します。
24	募集要項	10ページ	他の機関との連携に関する業務	現在連携を取られている団体とその具体的な内容をご開示ください。	潜水作業中に体調不良等が生じた場合には、指定の医療機関はありません。島内にはクリニックが1箇所ありますが、症状に応じて救急要請等により適切な医療機関へ搬送することとなります。なお、島内には潜水病に対応可能な医療機関はありません。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
25	募集要項	10ページ	選定方法及び審査基準 選定方法等	プレゼンテーションに参加する人数の制限はありますか。また代表団体以外の同席も可能でしょうか。	出席者は、説明者2名、その他同席者4名（機器オペレーターを含む。）までとし、合計6名以内とします。なお、代表団体以外の参加も可能です。
26	募集要項	12ページ	広報に関する業務	現在屋内外に掲出されている看板等の宣伝素材は引き続き設置されるという認識で良いでしょうか。 また、この掲出に必要な費用等がありますか。	水族館外：のぼり・横断幕・エントランス 水族館内：のぼり・ポスター 島内：宮島栈橋看板 本土：ポートレース宮島壁面（広電側）看板、安芸グランドホテル付近（国道2号沿い）、宮島口駐車場看板 【水族館外：のぼり・横断幕・エントランス】 15周年仕様となっており、撤去を予定しています。そのため、新たに設置する場合は指定管理者で宣伝素材の制作が必要となります。 【水族館内：のぼり・ポスター】 のぼりは、はつこい庵仕様となっているため、引き続き設置が可能です。館内ポスターの15周年仕様は撤去を予定しております。はつこい庵仕様のもの引き続き設置が可能です。 【看板】 現在掲出している看板は、原則、引き続き設置が可能です。なお、現時点では掲出の費用は発生していませんが、継続利用を保証するものではありません。  新たな掲出看板等の設置及び維持管理費用、掲出費用等については、指定管理者の負担を想定しています。
27	募集要項	14ページ	その他業務	指定管理者は、「4-1 指定管理業務の概要」に示す業務と別に、宮島口駐車場の管理運営業務を行う。とあり、当該業務に係る委託料は、別途定める。とありますが、想定される委託料の目安をご教示ください。また年間の稼働日・営業時間・業務内容等、配置人員等、詳細をご教示ください。	宮島口駐車場の管理運営業務については、指定管理業務とは別契約になる事業毎の業務委託（徴収代行を含む。）を予定しています。駐車場利用料金は市の収入となるため、指定管理者の利用料金収入に含まれません。 参考として、市ホームページに掲載している決算書資料の実績をご参照ください。また、業務内容等については、5月18日付け質問回答No. 17のとおりです。
28	募集要項	14ページ	その他業務	宮島口駐車場に関する情報をご開示ください。 ・現在の体制 ・利用者数（月間、年間）、台数、地図等の利用の状況 ・利用料金 ・徴収業務に係る収納への流れ、条件 また、駐車料金の改正については、指定管理者が行っていいでしょうか。	宮島口駐車場の業務内容については、5月18日付け質問回答No. 17のとおりです。 令和7年度の利用台数実績は次のとおりです。 二輪車： 767台 普通車：12,686台 中型車： 2,209台 大型車： 9,907台  利用料金（令和8年7月1日以降）は次のとおりです。 二輪車： 300円 普通車： 1,000円 中型車・大型車：8,000円 ※1日の金額  納付事務を行うに当たり、指定公金事務取扱者の指定を受ける必要があるため、指定公金事務取扱者申出書等必要書類を提出していただく必要があります。 業務については、指定管理業務ではなく業務委託となります。そのため、駐車場の利用料金を指定管理者が改正することはできません。
29	要求水準書、（様式4）宮島水族館利用料金提案書	1ページ	事業項目	指定管理期間内に入館料の段階的な値上げを提案する場合、様式4の複数枚提出することで問題ありませんか。	様式4（収支計画書）を複数枚提出いただくことで差し支えありません。
30	要求水準書	4ページ	雇用の継続への配慮	「現従業員の雇用の継続への配慮」が求められていますが、現在の給与水準や待遇を完全に維持する法的・契約上の義務が指定管理者に課せられるものですか。	雇用継続への配慮を求めています。給与水準や待遇を含め、現行条件を完全に維持する義務を指定管理者に課すものではありません。
30	要求水準書	4ページ	雇用の継続への配慮	現時点で水族館に従事している方で、継続雇用を希望されている方の人数・担当業務・保有資格・給与水準等をご開示ください。	現水族館業務に従事している者については、各受託事業者の雇用であるため、市において個別の雇用条件、保有資格、給与水準等を把握しておらず、お答えできません。
31	要求水準書	11ページ	飼育・展示に関する業務 要求水準	(ア) 学芸員を配置すること。 (イ) 学芸員資格取得を目的とした博物館実習を可能な範囲で受け入れること ※現在、博物館登録申請中であり、令和8年度に登録される予定である。とありますが、学芸員配置人数の必須人数についてご教示ください。	学芸員は、少なくとも1名の配置を想定してします。なお、登録博物館として、博物館法等を踏まえ、適切に配置してください。
32	要求水準書	13ページ	維持管理に関する業務 要求水準	建築物の保守管理業務、設備の保守管理業務、環境衛生維持管理業務などの現事業者が実施されている点検結果報告書を開示頂くことは可能でしょうか。	現事業者が実施している点検結果報告書については、個人情報を除き、閲覧可能な資料について開示を予定しています。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答
33	要求水準書	21ページ	自主事業 物販・飲食等に関する業務	現在の飲食エリアについて、既存の厨房区画を異動・変更する改修の提案は可能でしょうか。	企画提案書において、厨房区画の異動及び変更の提案は可能です。 利用者の利便性向上や魅力的な店舗運営に繋がる創意工夫のある提案を期待します。実施に当たっては、事前に市の承認を受ける必要があります。また、事業終了時の原状回復の要否については、市と協議の上で決定します。
34	要求水準書	22ページ	その他提案事業	自主事業（その他提案事業）として、館内に企業協賛を導入し、協賛金を得ることは可能でしょうか。	企業協賛を導入し、協賛金を得ることは可能です。ただし、公の施設の公平性や中立性及び施設目的の整合性に配慮する必要があります。具体的な提案内容は企画提案書に記載してください。
35	(別紙1) 宮島水族館リスク分担表	—	—	リスク分担表において「人件費・物価変動」について、収支計画に多大な影響を与えるものは協議とありますが、昨今の急激な電気料金等の単価高騰が生じた場合、具体的にどの程度の変動幅から協議対象（市の負担等）となりますか。	具体的な変動幅は設定していません。リスク分担表に基づくものとなりますが、著しい社会情勢の変動等、当初想定し得なかった事情が生じた場合には、必要に応じて協議を行います。
36	(参考資料8) R06入館者集計及び来島者数	—	令和6年度入館者集計及び来島者数	過去3年間の有料入館者内訳の詳細 ①一般(高校生含む) ②小学生・中学生③幼児④年間パスポートの人数⑤インバウンド(外国人)の人数をご教示ください。	5月18日付け質問回答No. 19のとおりです。
37	(参考資料1) インフォメーションパッケージ	7ページ	水族館フロアマップ	水族館フロアマップは確認していますが、宮島水族館の詳細な建物配置図（平面図等）、建築物・設備の保守管理業務に必要な図面をご提供いただくことは可能でしょうか。	別紙「【本館】1階平面図及び2階平面図」及び「【はつこい庵】配置図、1階平面図及び建具配置図」を参考にしてください。
38	(参考資料1) インフォメーションパッケージ	13ページ	主な課題	現在、無償借用している環境省所管地について、運営形態の変更に伴い、指定期間中に借地料が有料化された場合、その費用は市と指定管理者のどちらの負担となりますか。	現時点では、要求水準書のとおり瀬戸内海国立公園内において自然公園法に基づく事業等を展開する中で、有料化は想定していません。なお、事業内容の変更等が生じる場合は、必要に応じて市と協議することとなります。
39	様式3	—	宮島水族館の管理運営に関する事業計画	「事業計画書（様式3）」には、「記入欄は、適宜伸縮してください」との記載がありますが、枚数制限等の指定はないという認識でよろしいですか。また、記載内容・順序を遵守すれば、パワーポイントでの作成も可能でしょうか。	枚数制限はありません。 様式については、構成を維持した上で適宜調整してください。5月18日付け質問回答No. 14のとおり、廿日市市指定管理者選定委員会における事業計画書等の説明（プレゼンテーション）において、提出済資料の内容を逸脱しない範囲であれば、パワーポイントを使用することは可能です。
40	—	—	現地説明会	海からの取水となっていますが、過去のトラブル等について、ご教示ください。また、取水場所の潜水作業において、申請の必要があれば所轄部署をご教示ください。	水族館沖の干潟に海底井戸を3基（1基は館内陸上ポンプ、2基は井戸内の水中ポンプ）設置し、そこから取水しています。 海水取水について、これまで大きなトラブルは生じていません。 一方で、水中ポンプについては、ポンプの故障(電氣的、機械的)や取水管の脱落、台風等で海が荒れた際に砂やヘドロを吸い込む等による不具合が生じた事例があります。その際は、ポンプの交換、取水管の取り付け、ヘドロ除去等のため、井戸内に潜水しての作業が必要な場合があります。 なお、現時点において、当該維持管理に係る潜水作業について特段の申請等は行っていません。
41	—	—	現地説明会	潜水作業中に体調に異常をきたすなどあった場合に指定の病院はありますか。また、島内で潜水病の対応できる機関はありますか。	5月18日付け質問回答のほか令和7年度連携事業の実績は次のとおりです。 【大学】 福山大学、三重大学及び東京大学大学院とのスナメリに関する共同研究 【保全団体】 芦田川水系スイゲンゼニタナゴ保全地域協議会構成員としての保全活動（生息域外繁殖や繁殖技術の向上及び他構成員への伝達等）、ミヤジマトンボ保護管理連絡協議会構成員としての保全活動（生息地の保全、生息域外繁殖、館内企画展による啓発活動等） 【動物園・博物館等】 安佐動物公園との相互スタンプラリー、岩国市ミクロ生物館との相互出展、庄原市比和自然科学博物館との相互出展 などがあります。
42	(参考資料4) 修繕実施記録	2ページ	清掃業務	日常清掃の実施において、以下の3点をご教示ください。 ① 清掃に必要な建物の場所ごとの床面積および床材が分かる資料（建物の平面図、床材等の仕上表を含むもの） ② 床以外に清掃箇所がある場合、その数量等が分かる資料 定期清掃の実施において、 ③ 全体のガラス面積・数量が分かる資料	清掃に必要な床材等については、以下の図面及び資料を参考にしてください。 ① 別紙「【本館】外部仕上表及び内部仕上表」及び「【はつこい庵】外部仕上表及び内部仕上表」 本館床材のうちカーペット部分の面積は、1,600㎡（観覧部分980㎡）です。 ・ビニル系床材：長尺塩ビシート（ポリ塩化ビニール樹脂） ・カーペット床材：PVC+ガラス不織布（パイル/原着ポリプロピレンF100%） ② 別紙「【本館】1階平面図及び2階平面図」及び「【はつこい庵】配置図、1階平面図及び建具配置図」 ③ 市ホームページに掲載している「参考資料9-1 宮島水族館展示水槽一覧表」
43	(参考資料8) R06入館者集計及び来島者数	—	令和6年度入館者集計及び来島者数	入館者の年齢・属性等の詳細が分かるデータ、または推量できる資料はありますか。	5月18日付け質問回答No. 19のとおりです。 なお、居住地や属性等の詳細データは持ち合わせていません。

No.	資料名	ページ	項目	質問	回答										
44	(参考資料3) 電気・上下水道代一覧	—	電気・上下水道一覧	水光熱費について、各年度の「使用料量（電気：kwh、上下水道：m <sup>3</sup> ）」の実績についてもご教示ください。あわせて令和4年度に光熱水費が前年比で大幅に上昇し、以降は前年比で減少しつつも高止まりしている要因についてご教示ください。	<p>令和4年度増加要因については、5月18日付け質問回答のNo. 32のとおり、電力市場価格の高騰によるものです。その後は、価格の安定化等により、低減しています。なお、使用量自体は、大幅な増加傾向があったものではありません。</p> <p>電気使用量及び上下水道使用量は次のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>電気使用量</td> <td>上下水道使用量</td> </tr> <tr> <td>令和7年度：2,649,049kwh</td> <td>令和7年度：18,402 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>令和6年度：2,793,672kwh</td> <td>令和6年度：18,436 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>令和5年度：2,810,536kwh</td> <td>令和5年度：19,587 m<sup>3</sup></td> </tr> <tr> <td>令和4年度：2,951,450kwh</td> <td>令和4年度：19,082 m<sup>3</sup></td> </tr> </table>	電気使用量	上下水道使用量	令和7年度：2,649,049kwh	令和7年度：18,402 m <sup>3</sup>	令和6年度：2,793,672kwh	令和6年度：18,436 m <sup>3</sup>	令和5年度：2,810,536kwh	令和5年度：19,587 m <sup>3</sup>	令和4年度：2,951,450kwh	令和4年度：19,082 m <sup>3</sup>
電気使用量	上下水道使用量														
令和7年度：2,649,049kwh	令和7年度：18,402 m <sup>3</sup>														
令和6年度：2,793,672kwh	令和6年度：18,436 m <sup>3</sup>														
令和5年度：2,810,536kwh	令和5年度：19,587 m <sup>3</sup>														
令和4年度：2,951,450kwh	令和4年度：19,082 m <sup>3</sup>														